

令和元年（ワ）第172号，令和2年（ワ）第216号，令和3年（ワ）第181号  
違法行為差止請求事件

原告 和田廣治 外

被告 金井豊 外

## 文書提出命令申立書

2023（令和5）年11月21日

富山地方裁判所 民事合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩淵正明



外

原告らは，次のとおり，文書提出命令を申し立てる。

### 第1 文書の表示及び文書の趣旨

下記の取締役会に関する取締役会議事録，配布資料及びその資料の基礎となった資料のうち，本件原発に関する部分

#### 記

- 1 2011年3月11日（東日本大震災発生日）から，2014年8月12日（志賀原子力発電所2号機における新規制基準への適合性確認を受けるための申請を原子力規制委員会に行った日）までに開催された全ての取締役会
- 2 2016年4月27日（原子力規制委員会の「志賀原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合」が本件原発の敷地内のS-1，S-2及びS-6断層について，いずれも活動性を否定できないとする評価書を取りまとめた日）から現在までに開催された全ての取締役会

- 3 2011年3月11日（東日本大震災発生日）から現在までに開催された取締役会のうち、福島第一原発事故（特に電源喪失や配管破断）の原因について究明又は総括した取締役会
- 4 2011年3月11日（東日本大震災発生日）から現在までに開催された取締役会のうち、本件原発おける、①重大事故（又はこれに至りうる事故）発生リスク、②格納容器破損リスク、③大規模自然災害リスク、④航空機衝突リスク、⑤テロリズムその他の実力部隊による攻撃リスク及び、⑥これらのリスクが実現した場合の被害想定について検討した取締役会
- 5 2011年3月11日（東日本大震災発生日）から現在までに開催された取締役会のうち、本件原発において放射性物質が敷地外に放出した場合の飛散範囲とその線量予測、周辺住民の避難計画について検討した取締役会
- 6 2011年3月11日（東日本大震災発生日）から現在までに開催された取締役会のうち、上記2以外に、本件原発の敷地内断層に関して見込まれる原子力規制委員会による調査経過や期間、費用、調査結果の見通しについて検討した取締役会
- 7 2011年3月11日（東日本大震災発生日）から現在までに開催された取締役会のうち、東日本大震災以後に予想される安全対策費用の増加見込み額や、本件原子力発電所の収益見込み、損益分岐点（いつまでに再稼働できなければ原子力発電事業から撤退すべきか）について検討した取締役会
- 8 2011年3月11日（東日本大震災発生日）から現在までに開催された取締役会のうち、使用済み核燃料の処理・保管方法やその費用、これらの将来見込み（日本原燃株式会社の再処理工場（青森県上北郡六ヶ所村）の完成見込み時期の度重なる延期に対する検討を含む。）について検討した取締役会
- 9 2011年3月11日（東日本大震災発生日）から現在までに開催された取締役会のうち、原子力発電を推進する場合と再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力発電）を推進する場合について、経済性や将来性、社会的許容性などを比較検討した取締役会

## 第2 文書の所持者

補助参加人

## 第3 証明すべき事実

被告らが取締役としての善管注意義務・忠実義務に違反していること。

特に、東日本大震災後も本件原発を再稼働するか否かを判断するに際し、その事故リスクや事故発生時の被害予測、収益見込み、他の発電方法との比較検討において、「社内の専門的知見を有する者らの報告、情報、意見や社外の信頼すべき公的専門機関やそこに所属する専門家の判断、見解、更には監督官庁の指導などを踏まえつつ、それらの意見等を尊重し、これに依拠して業務を執行する」という義務に違反していること。

## 第4 文書提出義務の原因（民訴法220条4号所定の除外事由に該当しないこと）

### 1 一般的な提出義務

文書の所持者である補助参加人は、民訴法220条4号イないしホ所定の除外事由に該当しない限り、上記第1で挙げた文書の提出義務を負う。そして、次に述べるとおり、上記第1の文書はいずれもこれらの除外事由に該当しないことから、補助参加人は文書提出義務を負っている。

### 2 同号イ（自己負罪拒否特権・名誉棄損文書）、ロ（公務秘密文書）及びホ（刑事・少年事件関係文書）に該当しないこと

補助参加人は法人であり、公務員でもないことから、上記第1の文書は、同号イ及びロに該当しないことは明らかである。また、刑事事件に係る訴訟に関する書類などに該当しないことも明らかである（同号ホ）。

### 3 同号ハ（プロフェッション及び技術・職業秘密文書）に該当しないこと

補助参加人は、民訴法197条1項2号に規定する職業に該当しないので、いわゆ

るプロフェッション文書（同号ハ前段）に該当しないことが明らかである。

また、上記第1の文書は、公開されることで何らかの技術の価値が下落したり、補助参加人の職業の遂行が困難になるようなものではないことから、いわゆる技術・職業秘密文書（同号ハ後段）にも該当しない。

#### 4 同号ニ（自己利用文書）に該当しないこと

上記第1の文書は、主に取締役会議事録であって、法令上の作成・保管義務が課されており、一定の場合には関係者からの閲覧請求の対象にもなっている（会社法371条など）。したがって、内部文書性が否定され、自己利用文書にも該当しないことが明らかである。

#### 5 裁判例でも認められていること

なお、取締役会議事録が、民訴法220条4号イないしホの対象文書に該当せず、同号の一般的な提出義務の対象文書であることは、各種裁判例でも確認されているところである<sup>1</sup>。

したがって、本件の上記第1の文書についても、民訴法220条4号に基づき、当然にその提出義務が認められなければならない。

### 第5 文書提出命令の申立てによることの必要性（民訴法221条2項）

補助参加人は、本訴訟において、原告らが再三にわたり上記第1の文書を含む、取締役会議事録及びその配布資料等の開示を求める求釈明をしているにもかかわらず、その開示を拒否している。したがって、もはや補助参加人には任意に開示する意思がなく、文書送付嘱託などの他の手段によってもその開示を期待することができないことが明らかであって、文書提出命令の申立てによることが必要である。

---

<sup>1</sup> 例えば、東京地決平成24年6月15日（平成24年（モ）2025号）（資料版商事法務339号210頁、D1-Law.com判例体系判例ID28181426）など。

## 第6 取調べの必要性が存在すること

1 文書提出命令の申立てについては、形式的要件（民訴法220条、221条など）のほかに、当該文書が要証事実の判断に必要な証拠であることが必要である。しかし、この証拠としての必要性の判断においては、文書提出命令の申立てを却下するということは、文書という証拠を閲読することなく排斥し、当該文書を証拠とするすべを完全に断ってしまうことになる以上、安易に必要性を否定することは許されず、その必要性について慎重に判断しなければならない（コンメンタール民事訴訟法IV〔第2版〕477頁）。

2 本件では、被告ら取締役による本件原発の再稼働推進という経営判断（再稼働推進方針の決定と、その方針の維持継続）が、電力会社の取締役に求められる善管注意義務・忠実義務に違反しているか否か、より具体的にいえば、①経営判断の前提となった事実の認識について不注意な誤りがなかったか（合理的な情報収集・調査・検討が行われたか）及び、②その事実に基づく意思決定の過程が通常の企業人として著しく不合理なものでなかったか、が問われている（原告ら第22準備書面参照）。

そして、上記第1の文書は、まさに被告ら取締役が、東日本大震災や福島原発事故の悲惨な状況を目の当たりにしたうえでもなお本件原発の再稼働を推進するという経営判断をした際に、どのような情報収集・調査・検討を行っていたのか、どのような過程をたどって再稼働推進の意思決定を下したのかを、直接的に証明することのできる証拠である。一方で、これらの文書以外には被告ら取締役の意思決定の前提となった情報や意思決定の過程を判断するための証拠はなく、上記第1の文書が本件争点を立証するためのほぼ唯一の客観的な証拠であって、その必要性が極めて高いことが明らかである。

3 なお、過去の裁判例においても、当該文書が争点に関する唯一の証拠である場合には取調べの必要性の不存在を理由に申立てを却下すべきではないとされたり（大判明治37年1月28日）、当該文書には要証事実に関連する記載がないとの相手方の主張がなされてもそのことだけを理由に取調べの必要性を否定すべきでないとされ

る（大判昭和7年10月24日）など、証拠の内容を確認することもなく取調べの必要性を否定することには、厳格な判断が示されている。

本件では、上記第1の文書が、被告ら取締役の経営判断の内容を直接的かつ客観的に判断するためのほぼ唯一の証拠であり、最も重要な証拠であることから、過去の裁判例に照らしても、取調べの必要性を否定することは許されない。

4 加えて、本件は会社法360条3項に基づく差止を求めるものであるところ、監査役設置会社における監査役は、取締役会への出席義務があり（会社法383条1項）、取締役会における議論内容を直接に見聞することができ、その情報に基づいて、取締役による業務執行に対する違法性監査を実施することができる。これに対し、会社法360条3項は、監査役による違法性監査に加えて、「回復することができない損害」が生ずるおそれがある場合には、株主による取締役の法令・定款に違反する行為の差止請求を認めるものであり、その趣旨は、監査役による違法性監査と同様、会社の損害の事前阻止という点にある。

しかしながら、「回復することができない損害」が生ずるおそれがある場合であっても、株主は、監査役と異なり、取締役会に出席することはできず、取締役会における議論内容を直接に見聞することができない。これでは、株主は、取締役の法令・定款違反行為の有無を判断するための最低限の判断材料すら取得できないことになり、株主に会社の損害を事前に措置する手段を設けた制度が、全く無意味なものになってしまう。

したがって、会社法360条3項が、監査役による違法性監査に加えて、株主による会社の損害の事前阻止を認めている以上、同条項に基づいて株主による取締役の違法行為の差止請求訴訟が提起され、同訴訟において会社側が取締役会議事録の開示・提出を拒否する場合には、制度趣旨に照らしても、文書提出命令により取締役会議事録を提出させる必要性が高いことが明らかである。

## 第7 結語

補助参加人は、原告らの再三にわたる求釈明に応じず、本件の争点（取締役らの善管注意義務・忠実義務違反の有無）を判断するために最も重要な証拠である取締役会議事録及びその配布資料、その資料の基礎となった資料（上記第1の文書）すら開示しない状況が続いている。そして、補助参加人のこのような証拠提出に対する極めて消極的な姿勢は、第10回口頭弁論期日（令和4年6月15日）において、改めて明らかにされた。

このままでは、御庁においても、存在することが明らかな重要な証拠である上記第1の文書が提出されないことにより、本件の争点を証拠に基づいて判断することができないことが明らかである。そして、このまま存在することが明らかな重要な証拠である上記第1の文書を証拠として確認しないままに判断を下すことは、審理不尽の誹りを免れないところである。

したがって、御庁においては、証拠に基づく裁判を実現するためにも、補助参加人に対してただちに文書提出命令をなされたい。

以上